

甲斐市パークマネジメントプラン

概要版

令和7年3月

甲斐市都市建設部都市計画課

甲斐市パークマネジメントプランについて

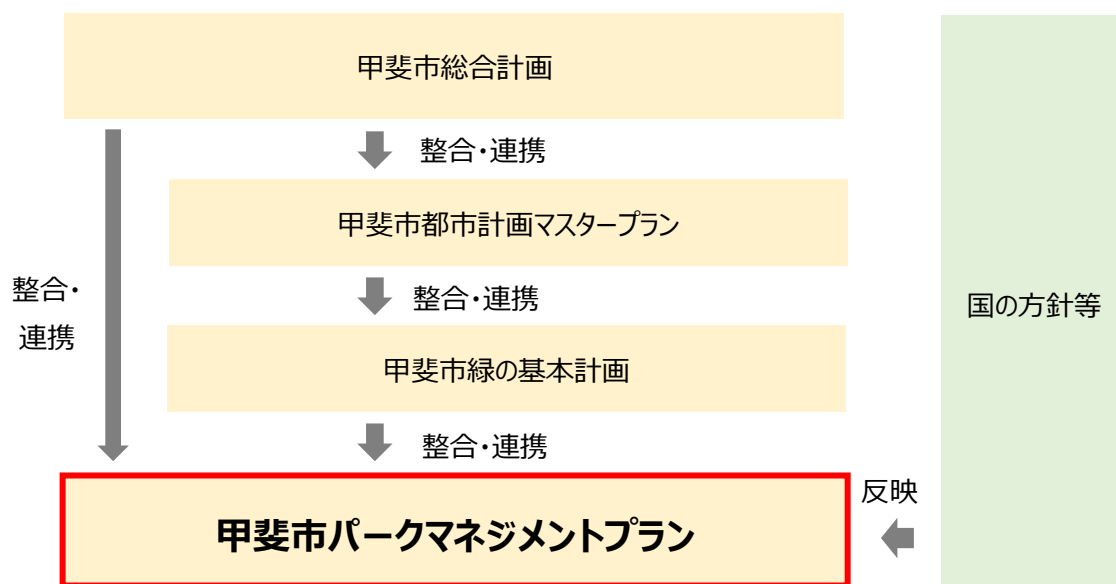
■ 策定の背景・目的

- 都市公園法により位置付けられた公園をはじめとした公園は、様々な面から、市民の生活の質の向上に幅広く寄与しています。その一方で、社会情勢の変化に加えて、財政状況の悪化や行政の人手不足といった問題も顕在化している昨今、公園の維持管理や運営のあり方を見直すことの必要性が増しています。
- 今後も本市の公園が役割を十分に発揮できるよう、適切な水準で維持管理し、効率的かつ効果的に運営することが求められます。そうした管理運営のあり方を、市民の利益の増進を念頭に置いたなかで計画・実行するための取組は、「パークマネジメント」と呼称されます。
- 本市のパークマネジメントプランでは、本市に所在する公園の機能や効果が適切に維持され、公園が持つ価値をより高められることを目指し、管理運営方法の見直しや、公園に携わる市民・行政・事業者のそれぞれが連携できる仕組みづくりを行います。

■ 本計画の位置づけ・目標年次

- 本計画は、本市の上位計画に即し、主な関連計画との整合や連携を図りながら取り組んでいくものとします。
- 「甲斐市都市計画マスタープラン」の計画目標年次との整合性を考慮し、令和 12 年度を計画目標年次として設定します。

本計画の位置づけ



甲斐市の公園の現状の整理

■ 公園の分類・概要

- 甲斐市における公園の区分は、都市公園、市立公園、その他公園（荒川河川公園）、地域いこいの広場、ちびっ子広場、開発内公園の6種類に分類することができます。
- 各種公園の概要、箇所および面積のデータは次のとおりです。

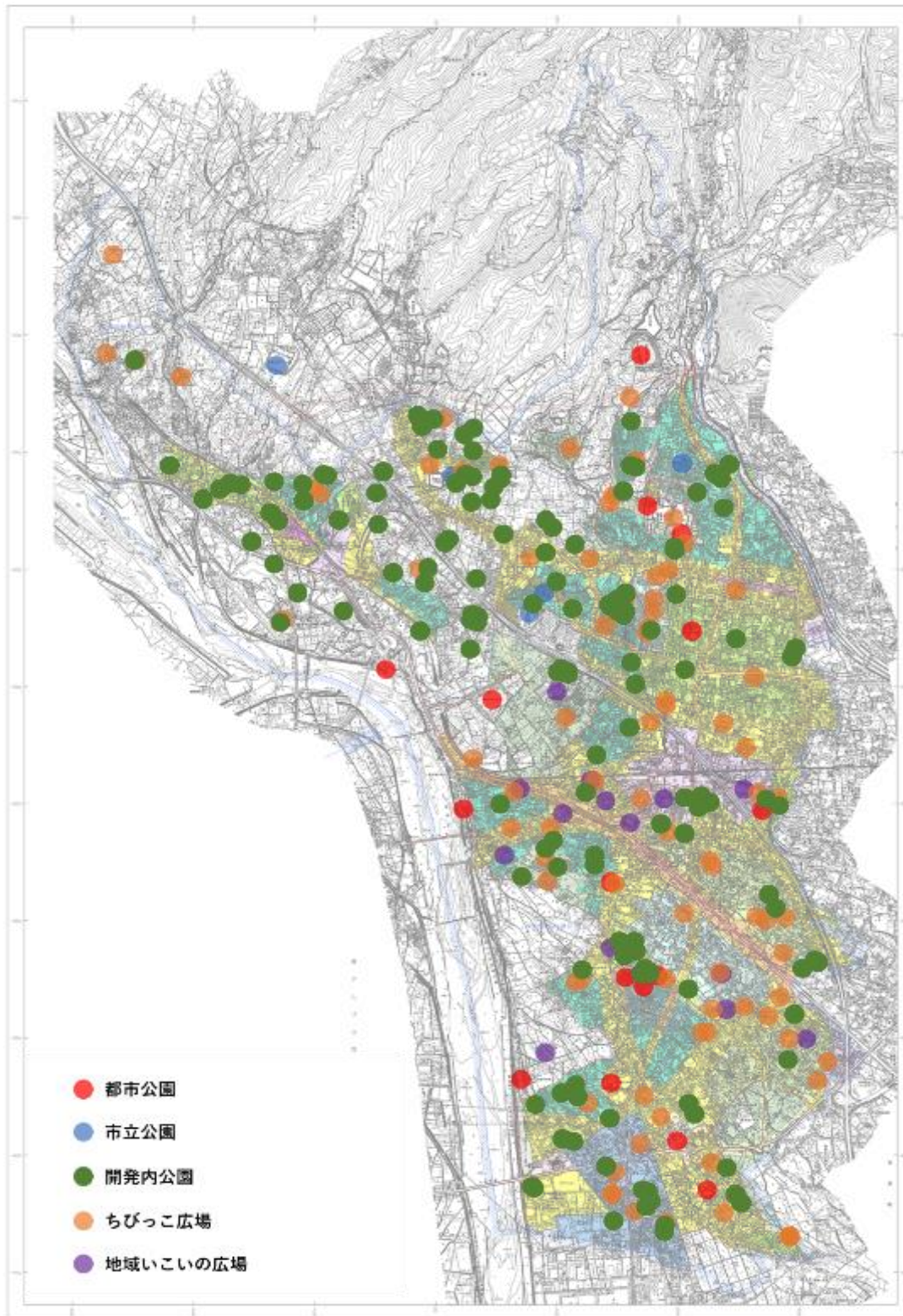
甲斐市における公園の概要

項目		都市公園	市立公園	その他公園	地域いこいの広場	ちびっ子広場	開発内公園
定義		都市公園法により位置づけられた公園	都市公園以外で市が所有・管理している公園	都市公園、市立公園以外の公立公園	地域住民の連帯感を図るため、地域の各種行事を開催する場	児童の健全育成を図るため、地域の児童の安全の遊びの場	一定規模の開発行為を行う際に、設置が義務付けられている公園
所有者・管理者		基本的に甲斐市一部、国や県等から借用（占用）	基本的に甲斐市一部、国や県等から借用（占用）	甲斐市	民間所有地	基本的に甲斐市一部は境内や民間所有地	甲斐市
市の関与		市で維持管理等を実施	市で維持管理等を実施	市で維持管理等を実施	・大量の樹木の剪定、伐採 ・遊具等の修繕、撤去、新設	・遊具等の点検（2年に1回） ・大量の樹木の剪定、伐採 ・遊具などの修繕、撤去、新設	・フェンス等の修繕
地元自治会の関与		なし	なし	なし	・簡易的な樹木の剪定 ・公園内の除草、清掃	・遊具等の点検（1か月に1回） ・簡易的な樹木の剪定 ・公園内の除草、清掃	・除草、清掃、樹木の消毒
関連する市の基準・制度		・甲斐市都市公園条例 ・甲斐市都市公園条例施行規則	・甲斐市市立公園条例 ・甲斐市市立公園条例施行規則	山梨県との管理協定	・甲斐市地域いこいの広場補助金交付要綱	・甲斐市ちびっ子広場設置及び管理運営要綱	・甲斐市開発行為指導要綱 ・甲斐市開発等技術基準
公園数（箇所）		18	5	1	14	95	165
面積（㎡）	総面積	458,196	99,175	32,600	18,440	55,588	42,145
	平均面積	25,455	19,835	32,600	1,317	585	255
	最大面積	102,451	78,216	32,600	2,028	4,774	8,435
	最小面積	1,714	999	32,600	564	94	14

■ 公園の分布

- 甲斐市における全公園の分布状況は次のとおりです。

甲斐市における公園の分布状況（都市計画区域）



甲斐市の公園に関する基本理念及び基本方針

■ 基本理念

- 甲斐市の現状と課題を踏まえ、甲斐市の公園に関する基本理念を以下のとおり設定します。

甲斐市の公園に関する基本理念

行政の関与を適正化し、官民連携・市民参画を積極的に推進することで、
公園の魅力向上と維持管理・運営費削減の両立を目指す

■ 基本方針

(1) 都市公園・市立公園・その他公園に係る基本方針

基本的な 方向性	- 将来的な人口動向にも配慮しつつ、総合計画に掲げる目標値の達成に向けて整備を進めていきます。 - 公園の規模や利用状況、周辺環境など実情に合わせた禁止事項の緩和などルールの見直しについて検討を行います。 - 施設のバリアフリー化の推進等、誰もが平等に利用できる公園に向け整備を進めていきます。 - 各種申請手続きにおける手順の明確化を行い、公園の活用を促進します。
維持管理・運営	- 公園の規模や立地状況を踏まえ、より地域のニーズに応じた維持管理・運営を行っていくため、自治会等に積極的に関与いただくことを検討していきます。 - 官民連携による維持管理・運営について検討を行い公園の魅力向上を目指します。
地域連携	- 公園の花壇管理や清掃などに携わる人材の育成など新たな管理運営体制の構築に向けたボランティア制度の導入について検討していきます。 - 公園の賑わい創出や利用者の利便性の向上を図るため、事業者や団体などが行うイベントなどの交流活動について積極的な受け入れを行います。
官民連携	- 市民アンケート結果や事業者とのヒアリング結果等を踏まえポテンシャルの高い公園から Park-PFI による民間収益施設の導入について検討を行います。 - 公園内の公の施設との一体的な指定管理による管理・運営の実施や複数の公園に対する包括指定管理の実施について検討を行います。 - 企業の社会貢献活動などを受け入れる体制を整え多様な主体の参画を促進します。 - ネーミングライツの導入や企業版ふるさと納税による寄付の募集の実施を検討し、民間資源を活用した公園の維持管理・運営を行います。 - 事業者や地域団体による公園の活用モデルを示し、事業者による活用を推進します。

(2) 地域いきの広場に係る基本方針

基本的な方向性	・ 地域住民の連帯感の向上を図るため、地域の各種行事を開催する場所として既存公園の有効活用を進めていきます。 ・ 周辺地域の社会動向や公園の利用実態を踏まえ、利用が著しく少ない公園については、存続について関係者と協議していきます。
維持管理・運営	・ 現行補助制度の見直しについて検討を進めていきます。 ・ 市と自治会の役割分担、維持管理・運営の方針を示したマニュアルを作成し自治会と協働して維持管理を進めていきます。
地域連携	・ 公園の活用モデルを提示することにより、活用方法の発信を行い自治会の活動を促進します。
官民連携	・ 事業者や地域団体による公園の活用モデルを示し、事業者による活用を推進します。

(3) ちびっ子広場に係る基本方針

基本的な方向性	・ 地域における児童の安全な遊びの場を確保するとともに、児童の健全育成を図ることを目的とし、既存公園の有効活用を進めていきます。 ・ 利用者の安心・安全を確保するため、遊具等の点検・管理に取り組むとともに遊具の効率的な維持管理を行うため計画的に遊具の修繕や更新を進めていきます。 ・ 周辺地域の社会動向や公園の利用実態を踏まえ、利用が著しく少ない公園については機能の転換や他の公園への集約化を検討します。
維持管理・運営	・ 市と自治会の役割分担、維持管理・運営の方針を示したマニュアルを作成し自治会と協働して管理を進めていきます。
地域連携	・ 公園の活用モデルを提示することにより、活用方法の発信を行い自治会の活動を促進します。
官民連携	・ 包括指定管理の導入等について検討を行っていきます。 ・ 事業者や地域団体による公園の活用モデルを示し、事業者による活用を推進します。

(4) 開発内公園に係る基本方針

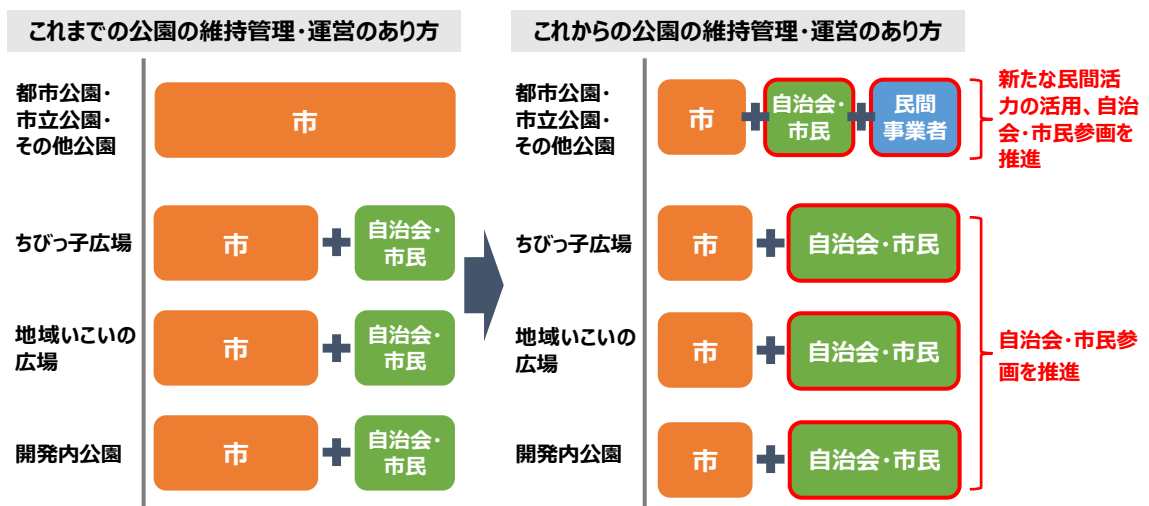
基本的な方向性	・ 公園のより効果的、効率的な管理運営を行うため地域のニーズに応じた有効活用を進めていきます。 ・ 狭小な公園については、今後の活用方法を検討します。
維持管理・運営	・ 市と自治会の役割分担、維持管理・運営の方針を示したマニュアルを作成し、自治会と連携しそれぞれの公園の状況に応じた利活用を進めていきます。 ・ 自治会で維持管理が行いやすいように、新規に設置する開発内公園については、防草効果のある舗装を実施していただくものとします。
地域連携	・ 公園の活用モデルを提示することにより、活用方法の発信を行い自治会の活動を促進します。
官民連携	・ 包括指定管理の導入等について検討を行っていきます。 ・ 事業者や地域団体による公園の活用モデルを示し、事業者による活用を推進します。

計画の推進方策

■ 市の関与範囲の適正化

- これまでの公園の維持管理・運営においては、市が維持管理・運営の中心的な役割を担ってきました。
- これからは、新たな民間活力の活用や自治会・市民参画を推進することにより、市が関与する範囲の適正化を図り、より効果的・効率的な公園の維持管理・運営体制の構築を目指します。
- そのうえで、具体的には下記の3点を推進します。

- ① 公園規模・目的に応じた役割分担
- ② 適切な使用料の設定
- ③ 維持管理の効率化



■ 官民連携手法の導入

- 公園の維持管理・運営に関する官民連携手法の導入について検討を行い、民間ノウハウによる公園の維持管理・運営の効率化・魅力向上を目指します。
- そのうえで、具体的には下記の3点を推進します。

- ① Park-PFI 等による民間収益事業の実施
- ② 公園内の公の施設との一体的な指定管理の実施
- ③ 複数の公園に対する包括指定管理の実施
- ④ 民間資源の活用

■ 市民参画の推進

- 公園の維持管理・運営に関する自治会・市民参画の推進について検討を行い、公園に関する自治会・市民の役割の明確化及び自治会・市民にとって利用しやすい公園に関するルールの構築を目指します。
- そのうえで、具体的には下記の点を推進します。

- | |
|--------------------------|
| ① 市民活動の支援 |
| ② 公園の維持管理や活用に関するマニュアルの作成 |

各公園における展開

	(1) 市の関与範囲の適正化			(2) 官民連携手法の導入				(3) 市民参画の推進	
	公園規模・目的に応じた役割分担の推進	適切な使用料の設定	維持管理の効率化	Park-PFI等による民間収益事業の実施	公園内の公の施設との一体的な指定管理の実施	複数の公園に対する包括指定管理の実施	民間資源の活用	市民活動の支援	マニュアルの作成
都市公園・市立公園・その他公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域いこいの広場	○	—	○	—	—	○	○	○	○
ちびっ子広場	○	—	○	—	—	○	○	○	○
開発内公園	○	—	○	—	—	○	○	○	○

計画の展開方針

■ 計画の推進体制

(1)市の役割

- 本市は、公園の維持管理や運営に関する基本的な方針を示し、市民・地域団体や民間事業者との連携にあたり必要な支援を行います。
- 市民・地域団体や民間事業者の公園の維持管理や運営への参画を促すため、行政との役割分担や公園の利用ルール等を分かりやすくまとめたマニュアルを作成し、連携を図っていきます。

(2)市民・地域団体の役割

- 市民・地域団体は、公園の利用者であると同時に、身近な公園の日常的な維持管理や運営の担い手でもあります。
- 公園の積極的な利用や日常的な維持管理・運営へ参加を行っていただき、よりよい公園づくりに寄与していただくことが期待されています。

【市民・地域団体の関わり方のイメージ】

令和6年に実施した市民ワークショップでは、維持管理の取組例として公園の花壇の整備、活用の取組例としてプレーパークイベントの実施を行いました。このように、市民・地域団体に対しては、自分たちが使う身近な公園の環境をより良くするために活動したり、公園を自分たちのニーズに合わせてさまざまに活用したりするなど、公園へのかかわりを深めていくことが期待されています。



(3)民間事業者の役割

民間事業者は、民間事業者の持つノウハウを活用することで、公園をより効率的に維持管理・運営したり、公園の魅力の向上につながるサービスを提供したりすることが期待されています。
公園を使ったイベントの開催等の実施主体としても期待されています。

【民間事業者の関わり方のイメージ】

令和5年度～6年度に移動式販売車（キッチンカー）活用の社会実験、令和6年度にはトライアルパーク社会実験で事業者による公園の活用が実施されました。今後は、公園を活用した物販・イベント開催等に加え、民間ノウハウを活かした効率的な維持管理への関わりも検討を進めていきます。



■ 計画に基づく施策の展開方針

- 本計画に基づき施策を展開していくにあたっては、まずは本計画に示された推進方策に基づき、取組を実行に移していきます。
- 取組の実行にあたっては、取組の結果の検証を併せて行い、必要に応じて改善を行っていくことが必要です。
- 取り組み結果の検証、改善を継続的に行っていくことにより、より本市や各地域の実態に即した施策展開を図っていきます。

甲斐市パークマネジメントプラン（令和6年度策定）概要版

発行年月 令和7年3月

発 行 甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化推進係

〒400-0192 甲斐市篠原 2610 番地

TEL : 055-278-1669

FAX : 055-276-7214

Email : ryokuka@city.kai.yamanashi.jp